

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 今のところ、社会保険未加入業者への措置は、自治体によって様々です。

お客様から「建設業法は厳しい!!…何で、専任技術者は現場に行って、作業したらいけないのか?!!」何とも合点のいかない!とされます。

そうなんです、専任技術者は営業所で、担当業種の技術的総括責任者として知識を経験を活かして、見積りや契約、履行等を適正に執行するという職務があるんです。**コンプライアンス（法令遵守）**の時代です。

時代の流れによって、業法違反の取り締まりや、許可申請の際の要件など、厳しくなったり、ゆるくなったりするものです。今は、工事量に比べ建設業者が多く、過当競争（重層下請け構造がより多重）になっています。政府は、単に減らすだけでなく、**優良な業者**だけを残したい。そんなことから、「建設業法は厳しい!!」となってしまうのでしよう。

社会保険未加入業者の締め出しも本格的に始まり、国交省をはじめ、各自治体の未加入業者を排除する策が出始めました。

国交省が8月1日から実施する措置では、元請となる業者の社会保険加入状況を確認した上で、**未加入の場合は応札を認めない**ようにし、さらに、1次下請業者については施工体制台帳で社会保険への加入状況を確認。未加入の場合は、元請に対し、**請負代金の減額**や**指名停止**、**工事成績評定の減点**といったペナルティーを科すとしています。また、2年ごとに定期で行う直轄工事の競争参加資格審査で、15～16年度分の資格審査から社会保険未加入業者の審査申請を認めない排除措置を導入します。

ちなみに大阪府は、元請に未加入業者を下請に使わないことをうたった誓約書を提出させ、未加入が発覚した場合には日本年金機構と厚生労働省大阪労働局に通報しています。

**日本建設業連合会から、14年度中に民間工事を含めたすべての工事で1次下請会社を社会保**

**険加入業者に限定する**との発表もありました。『公共工事はやらないから大丈夫』とは言っていないから大丈夫。『社会保険やっているから大丈夫』にしなければならなくなりました。

この続きは、5月16日のセミナーで…多数のご参加をお待ちしております。

**5/16(金) 15:00～17:00 牟田事務所 熱田区神宮3-9-14 です**



## ★運送業★ 観光バス逆走！

4月20日一宮ジャンクション付近にて観光バスが対向車線を逆走した事故が発生。県警は24日、バスを運転していた容疑者を自動車運転過失傷害容疑で逮捕した。容疑者は容疑を認め、「**長距離運転の疲れで居眠りをしてしまった**」と供述しているという。この容疑者はバス会社の元社長であり、実質的な経営者だったという。



20日午後6時ごろ、名神高速で観光バスを運転中、中央分離帯のガードレールを突き破って反対車線に進入し、トラックや乗用車と次々と衝突し、3～62歳の男女11人にけがを負わせた疑いがある。また、この容疑者は20日の午前10時15分ごろ、同じバスを運転中、長野県安曇野市の市道交差点でも追突事故を起こしていた。この後、能勢町の会社に戻る途中に再び事故を起こした。

今回の事故では幸い乗客はなく、運転手も接触した負傷者も命に別状はないとのことだが、バスの映像を見たときにはぞっとした。

また、この貸切バス業者は平成24年12月4日法令違反により行政処分を受けていた。その際の違反点数も高く、累積違反点数はなんと45点……。近畿運輸局によると、同社は平成14年に**無免許・酒気帯び運転**などにより監査を実施。その際車両使用停止の処分を受けている。その後にも、無車検運行、死亡事故、監査拒否、区域外運行などにより処分を受けていた。こんなに処分を受けていても、**処分ごとの期間が空いていたため、営業許可の取り消しには至らなかった。**



## 特別監査 6人！ 累積点数が45点ありますから～

もちろんこの会社にはこの事故の翌日、近畿運輸局は特別監査、労働基準監督署は立ち入り調査を行っている。監査結果による行政処分は今後下るが、厳しい処分は免れないだろう。そもそも、社会からの反応を受けて、処分ごとの期間が空いていようとも、**過去の行政処分から処分量定の引き上げや許可取消し！**というように変わってくるでしょう。

バス・タクシーはどうしても重大事故になる可能性が高いことや、交通量の多さから飛行機の事故よりバスやトラックが事故の発生率も多いというのも納得だが、運賃料金を得て仕事をするという運送業という以上、プロとして決して事故など起きてはならないもの。法令違反も当然にあってはならない。**事故を未然に防ぐための法令遵守**です！ 以上書き連ね 美幸

### 速報 13件(50事業者) 25年10月～12月

巡回指導による即通報！制度スタートから3か月

中部運輸局でも15件(13営業所)があったそうです。一番多いのは「選任された整備管理者の不在」！ 監査になれば間違いなく**30日間の事業停止**です。

## ★セミナー案内★ 安全運転研修

7月1日から 安全性優良  
事業所認定申請スタート

# 安全運転 セミナー ～ まだ間に合う、 わが社でも運マネ ～ 全員安全 総力戦！

車両 50 両未満だから、[全員参加型] の運マネ G マーク加給

わが社のために、自分のために、家族のために！！

社長さん、運行管理者さんのみならず多くの従業員さんのご参加をおまちしております。

日時：平成 26 年 5 月 29 日（木）13：30～17：00

場所：牟田事務所 3 階セミナールーム 会員：2,000 円 非会員：5,000 円

## ★風俗営業★ 風営法 3 号営業

客にダンスをさせる「クラブ」を無許可で営業したとして、  
風営法違反の罪に問われた元経営者に対し、大阪地裁は無罪

（求刑：懲役 6 ヶ月、罰金 100 万円）を言い渡しました。

裁判長は「**実質的に性風俗を乱す営業だったとは認められない**」

と述べ、風営法の許可は不要と判断されました。

無許可営業のクラブに対する警察の摘発が相次ぐ中、クラブは  
風俗営業ではないとした司法判断は初めてとみられます。



風営法第 2 条 1 項 3 号ではダンスホールや飲食店で「客にダン  
スをさせる」ことを「風俗営業」と定めています。この判決によってダンス「クラブ」への許  
可について大きな改正が期待されます。若者が集まるクラブは文化の発祥地としての側面も強  
く、これまで多くのアーティストを生み出してきました。ダンスだけでなく、音楽や、ファッ



ション、文学、映像など多くの文化の交流拠点になっており、  
ダンス規制はそうした文化の衰退を招く懸念もあります。そ  
の危機感から、ミュージシャンの坂本龍一氏らが中心となり、  
風営法の規制対象から「ダンス」の削除を求める署名活動  
「Let's DANCE」をスタート。1 年間で約 15 万名の署名が  
集まったそうです。こうした動きを受け、国会議員の間にも  
法改正を目指す動きが広がっています。

## 残置物の取り扱いについて

### ★産業廃棄物★

建物解体作業を行う際、いらなくなった家具や布団など一緒に処分してもらいたいと依頼されることは多々あると思われます。

その残置物の扱いについて環境省から下記のように通知がされました。

1 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）と異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあるが、解体物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例が見受けられる。

2 解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物はその排出状況及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託するためには、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、一般廃棄物処理業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託を受ける必要がある。

3 各都道府県・各政令市におかれては、一般廃棄物である残置物の産業廃棄物処理業者による処理について相談等があった際には、市町村からの委託等を受ける必要がある旨、相談等を行った者に示すとともに、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等には、当該市町村に対して、適正な処理業者に委託を行う等の廃棄物処理法に従った適正な処理を行うよう依頼されたい。



簡単に言うと「**残置されたモノは元々の建物所有者が排出した一般廃棄物になるので、産業廃棄物処理業者が処理してはいけない**」とっています。

この線引きをここまではっきりされ、一般廃棄物として処理しろと言われても仕事にならないのが現実ではないでしょうか？

元々の排出者がその場にはいない状況、あるいはお亡くなりになった状況で「元々の排出者の責任で廃棄物を処理しなさい」と言ったところで、**その通り処理される可能性は0に近い**と思います。

また、2では一般廃棄物処理業の許可を受ける必要があるとしていますが、これも全く現実的ではありません。産業廃棄物処理業の許可とは違い、**一般廃棄物処理業の許可は条件さえ整えば誰でも受けられる許可ではありませんし、一般廃棄物処理業者は足りているから許可を下さないという方針の自治体もいくつかあります。**



この通知は「技術的な助言」にしかすぎませんので、法的な規制効力は持ちませんが、自治体がこの盲目的に「技術的な助言」に従う可能性もありますので、実質的な意味においては、**規制効果をもたらす可能性が高い文書**でもあります。

愛知県がどう指導するか・・・を注目していきたいです。